平成２３年（フ）第６２９号
福岡県遠賀郡岡垣町百合ケ丘１丁目17番15号
債務者　安永　亜美
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６４８号
北九州市若松区中畑町10番３―201号
債務者　田頭　靖之
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６５７号
北九州市小倉南区貫弥生が丘１丁目５番６号
債務者　廣島　高子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７０２号
北九州市小倉南区朽網東１丁目１番13―903号
債務者　前泊　榮一
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７２０号
北九州市八幡東区槻田１丁目３番４―401号
債務者　鶴川真由美
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７２３号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目１番19―402号
債務者　林田菜穂子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７３８号
北九州市戸畑区牧山３丁目６番15号
債務者　大庭優美子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７４８号
北九州市小倉北区熊谷４丁目４番16号　熊谷荘201号
債務者　花田　政利
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７４９号
北九州市小倉北区上富野４丁目６番11―405号
債務者　茶屋　武夫
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７５０号
北九州市小倉北区上富野４丁目６番11―405号
債務者　茶屋　和江
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７５１号
北九州市八幡西区南王子町９番２号　Ｂ―102
債務者　粟野　和希
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６５号
大分市敷戸東町26番２―307号
債務者　首藤　愛臣
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３９１号
大分県別府市中島町８番25号　市営真光寺住宅403号
債務者　小野　和子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目3036番地４
債務者　川野るみ子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
青森県八戸市小中野６丁目６番22号
債務者　慶長真喜子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
青森県八戸市江陽１丁目６番10号　ロマンしもさわ102号、前住所青森県八戸市大字白銀町字白浜道31番地13
債務者　庭　　勝隆
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
福島県田村郡三春町大字込木字大志田247番地の33
債務者　志賀　直文
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係